

令和2年9月定例会 総務委員会（事前）

令和2年9月7日（月）

〔委員会の概要 公安委員会関係〕

浪越委員長

ただいまから、総務委員会を開会いたします。（10時35分）

直ちに、議事に入ります。

これより、当委員会の閉会中継続調査事件を議題といたします。

まず、公安委員会関係の調査を行います。

この際、公安委員会関係の9月定例会提出予定議案等について理事者側から説明を願うとともに、報告事項があれば、これを受けることにいたします。

なお、理事者各位に申し上げます。

当委員会において、議案等の説明及び報告の際には着座のままでなされますよう、よろしくお願いいたします。

【提出予定議案等】（説明資料）

- 議案第1号 令和2年度 徳島県一般会計補正予算（第5号）
- 報告第3号 損害賠償（交通事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第6号 損害賠償（遺失物返還に係る物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について
- 報告第7号 損害賠償（捜査活動に伴う物損事故）の額の決定及び和解に係る専決処分の報告について

【報告事項】

なし

小澤警察本部長

現在、県警察では台風10号の接近に伴い、警察本部に災害警備連絡室を設置し、各警察署等から情報収集を行うなど警戒を強化しているところであります。引き続き、関係自治体等と連携の上、災害対応に万全を期してまいります。

それでは、6月定例会以降の治安情勢等、主要施策の推進状況について御報告いたします。

第1は、身近な犯罪の抑止であります。

本年8月末現在、刑法犯の認知件数は1,613件、昨年同期比マイナス419件という状況であり、特に、新型コロナウイルス感染地域が全国的な拡大を見せ始めた3月以降の減少率が高くなっております。

次に、若者から高齢者まで幅広い年齢層で被害が発生している特殊詐欺事案については、8月末現在、被害件数20件、総額は約2,345万円と昨年同期と比較して減少しております。この種の犯罪は、その手口や被害対象が次々に変化するという特殊性があることから、関係機関や団体と連携の上、タイムリーな広報啓発活動を推進するなど、被害の未然

防止に努めています。また、犯行グループやその周辺者の取締りについても、引き続き、強力に推進してまいります。

来る10月11日から10日間、全国地域安全運動が開催されますが、この運動においては、防犯ボランティア団体等と連携し、子供と女性の犯罪被害防止や特殊詐欺の被害防止を重点とした各種取組を推進することとしており、この運動を契機に、更に防犯気運を高めてまいります。

第2は、重要犯罪等の徹底検挙であります。

本年8月末現在、殺人、強盗等の重要犯罪は15件を認知し、13件を検挙いたしました。

重要事件の発生は、県民の体感治安の低下につながることから、警察本部や周辺警察署が連携して捜査員を集中的に運用するほか、DNA型鑑定等の科学捜査により早期検挙に向けた取組を推進してまいります。

また、組織犯罪等については、金銭トラブルに絡み、女性を風俗店で働かせる目的で仕事を紹介したとして暴力団周辺者複数人を職業安定法違反で検挙したほか、携帯電話の契約手続に際して、偽造在留カードを使った外国人グループを出入国管理及び難民認定法、いわゆる入管法違反で摘発するなどしております。引き続き、暴力団犯罪をはじめ薬物事犯、来日外国人犯罪等の取締りに努めてまいります。

第3は、交通死亡事故の抑止であります。

交通事故死者数については、昨日現在14人と、昨年同期と比較して14人減少しております。死亡事故の特徴としては高齢者の占める割合が高いこと、シートベルトの非着用者が多いこと、交差点付近での発生が多いことなどの特徴が挙げられます。

今月21日から秋の全国交通安全運動が開催されますが、期間中は、関係機関・団体との連携により反射材の配布などの啓発活動を推進するほか、飲酒運転等、重大事故に直結する悪質、危険な違反取締りを強化してまいります。

なお、今後、年末にかけて日没が早まり、薄暮時における事故の増加が懸念されることから、こうした時間帯における街頭活動を強化し、更なる事故防止に努めてまいります。

第4は、大規模災害、テロ等への対処であります。

本年も、各地で自然災害による被害が発生しており、特に、令和2年7月豪雨では九州地方を中心に甚大な被害が発生したところであります。本格的な台風シーズンに入り、災害の発生も懸念されることから、県警察においては装備資機材の習熟や無線機を活用した通信訓練を行うなど、有事の際に即応できる態勢の確保に努めているところであります。

また、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会は延期となりましたが、厳しい国際テロ情勢の下、重要防護施設の警戒はもとより、危険物取扱業者と連携を図るなどの諸対策を進めてまいります。

第5は、組織基盤の強化であります。

本年4月、阿南警察署と那賀警察署の両警察署を統合したほか、今春策定した徳島県警察・地域警察再編計画に基づき、県下の15か所の駐在所を統合し、新たに6か所の交番を整備いたしました。既に、パトロール時間の大幅な増加や交番員による犯罪の迅速な検挙等、一定の効果が認められるところであります。

また、地域住民の方々からも、パトカーや警察官の姿をよく見るようになったとの声を頂いております。

引き続き、再編の効果を最大限に生かした組織運営に努めてまいります。

また、新型コロナウイルス感染症対策については、マスクや手袋の着用、飛沫防止シート^{まつ}の設置等の諸対策を徹底するとともに、時差出勤、バックアップ体制の確保等の取組を行い、業務の継続に向けた組織運営にも努めてまいります。

なお、現在、警察官等の採用募集活動を進めておりますが、県警察の将来を担う優秀な人材の確保に努めてまいります。

以上、主要施策の推進状況について御説明いたしました。

委員の皆様には、引き続き、警察活動に対する御理解と御協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

高橋警務部理事官

私からは、お手元の総務委員会説明資料に基づきまして、令和2年度一般会計予算、9月補正予算案について御説明いたします。

説明資料の1ページをお開きください。

歳入歳出予算総括表であります。総額で206万5,000円の増額補正をお願いしております。

次に、2ページをお開きください。

補正予算に係る事業について、御説明いたします。

資料の下から2番目に記載してあります警察活動費の交通指導取締費として206万5,000円の増額補正をお願いしております。この経費は、新型コロナウイルス感染症対策として、安全運転管理者講習会場における3密状態を回避するため、講習の回数を増加させるために必要な経費でございます。

以上、令和2年度一般会計予算、9月補正予算案について御説明申し上げます。

御審議のほど、よろしくお願い申し上げます。

山本首席監察官

私からは、損害賠償の額の決定及び和解に係る専決処分について報告させていただきます。

交通事故が3件、遺失物返還と捜査活動に伴う物損事故がそれぞれ1件でございます。

お手元の総務委員会説明資料の3ページを御覧ください。

交通事故につきまして、1件目は、本年1月13日、鳴門警察署員の運転する事故処理車が私有地の浄化槽マンホール上を通過した際、同マンホールの蓋が破損した物損事故でございまして、県の賠償金額を3万5,200円と決定し、和解いたしました。

2件目は、本年5月29日、徳島中央警察署員の運転する捜査用車両が駐車場で後退した際、停止車両に接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を29万8,460円と決定し、和解いたしました。

3件目は、本年7月10日、徳島中央警察署員の運転する公用ワンボックス車が町道上で後退した際、町道に面した倉庫外壁に接触した物損事故でございまして、県の賠償金額を11万6,600円と決定し、和解いたしました。

次に、説明資料の4ページを御覧ください。

遺失物返還に係る物損事故についてでございます。

徳島板野警察署において受理した拾得物について遺失者の調査が徹底されないまま、法定の保管期間が経過した後、その物件を拾得者に引き渡したところ、後日、遺失者が判明した事案でございます。県の賠償金額を9万5,000円と決定し、和解いたしました。

次に、説明資料の5ページを御覧ください。

捜査活動に伴う物損事故についてでございます。

徳島名西警察署において、本年5月28日から6月1日までの間に窃盗事件の証拠品として押収していた韓国通貨を紛失した事案でございます。県の賠償金額を5,130円と決定し、和解いたしました。

専決処分の報告は以上でございます。

浪越委員長

以上で、説明は終わりました。

これより質疑に入りますが、事前委員会の質疑につきましては、提出予定議案に関連する質疑及び緊急を要する案件とする申合せがなされておりますので、御協力をよろしく願います。

それでは、質疑をどうぞ。

岩丸委員

今、徳島名西警察署の証拠品紛失事案に関する損害賠償の報告がなされたわけでありませぬ。その金額としては5,130円ということでございますが、この内容は決して軽視することのできない重大な事案であると認識いたしております。そこで、改めて、紛失に至った経緯などを含めて、証拠品紛失事案の概要について報告を頂きたい。

多田刑事部首席参事官

まずは、この度、証拠品の紛失事案を発生させてしまいまして、被害者に御迷惑をお掛けしましたほか、県民の信頼を損なうこととなりまして、おわびを申し上げたいと思っております。

事案は、去る5月27日に徳島市内で発生した窃盗事件の証拠品を翌28日から6月1日までの間、徳島名西警察署の鑑識作業を行う部屋に保管しておりましたところ、韓国通貨、それから被害者名義の診察券など計22点の証拠品を紛失したものでございます。

6月26日に、決められております証拠品の定期点検を行いまして紛失が発覚いたしました。それにより、警察署内の検索、関係署員からの聞き取りなどの調査を実施いたしました結果、誤って廃棄された可能性が高いと判断いたしました。被害者にはこの事情を説明いたしまして、謝罪をいたしました。この度、紛失した韓国通貨の相当額を日本円で賠償するというところで和解をいたしております。

なお、この元となりました窃盗事件の捜査には、この証拠品の紛失による支障はございません。ほかの証拠と併せて被疑者を特定しまして事件を送致したところでございます。

岩丸委員

概要を御説明いただきましたが、この事案の発生について、原因をどのように分析されておりますか。

多田刑事部首席参事官

証拠品は、通常、施錠設備のある保管庫に保管しておりますけれども、今回のように指紋採取などの鑑識作業や取調べなどで必要がある場合は、保管庫から証拠品を取り出しまして、鑑識作業をする係員や捜査員が取り扱っております。保管庫から出して取り扱うような場合でも、証拠品に損傷を与えたり、紛失をしないように慎重に取り扱うこととしております。

この度の事案は、証拠品の鑑識作業を行うに当たり、その取扱いに慎重さを欠いていたことが要因だというふうに認識しております。具体的には、証拠品であることの明示をしていなかったということ、ほかの物が持ち込まれることが多い作業台に置いていたということ、鑑識作業を終えた証拠品について、速やかに保管庫に移して保管をしていなかったことなどが挙げられます。

岩丸委員

2月の新聞にも出ていたんですが、過去には、広島県警で現金約8,500万円の盗難、それから、島根県警では覚せい剤の紛失と、そういった相当大的な事件が発生し、非常に国民にも不信と大きな反響を呼んでいたというふうに思うわけであります。

この度の徳島名西警察署については、それほど大きな影響というのはなかったのかも分かりませんが、やはり証拠品を紛失してしまうということは非常に重大だということをしつかりと認識をしていただきたいと思います。

そこで、その原因を徹底的に究明して是正措置を講じるというのが一番大切だと思いますが、今後、どのように取り組んでいくのかお聞かせいただきたい。

多田刑事部首席参事官

岩丸委員の御指摘のとおり、証拠品の適正な管理というのは極めて重要なことでございまして、このようなことは再び発生させてはならないと認識をしております。

そこで、再発防止のため、証拠品を取り扱う職員に対しまして、証拠品の管理全般にわたります基本的な手続を再確認させた上で、特に鑑識作業、取調べなどのために証拠品を保管庫から取り出す場合は、証拠品専用の箱や袋を用いるなどして証拠品であることを明示して、他の物との混在や誤廃棄を防止することを徹底することといたしております。

先日来、全警察署を対象に巡回指導を行いまして、署長以下署員にこれらを周知したところでございます。今後も引き続きまして、各署を随時巡回指導しまして、証拠品の取扱いや管理状況などを確認しながら、個別指導を推進してまいる所存でございます。

岩丸委員

しっかりと取り組んでいただいて、二度とこういったことがないようにお願いいたします。

なお、着任後間もない小澤県警本部長には、しっかりと統制していただいて、今後とも

このような事案がないように再発防止に取り組んでいただきたいと思いますと思うわけですが、最後に警察本部長から、今回の事案に関連して、その総括と着任の決意を語っていただけたらと思います。

小澤警察本部長

まずもって、岩丸委員御指摘の証拠品の紛失事案につきましては重く捉えまして、再発防止の徹底を図ってまいりたいと考えております。

着任して一月余りとなりましたが、徳島県の美しい自然や豊かな産物を目の当たりにし、本県で勤務できる喜びを実感しているとともに、警察本部長としての重責をひしひしと感じているところでございます。また、本県警察は、長年の県民の御協力もあり、良き伝統と優れた実績を有し、時代の要請に柔軟に対応できる組織であると認識しております。一方、高齢者が巻き込まれる特殊詐欺や交通死亡事故等の県内の治安情勢や、昨今の自然災害の状況に鑑みれば、県警が取り組むべき課題は山積していると考えております。

これまでの私自身の様々な分野や他府県での勤務経験を生かし、安全安心を誇れる徳島県の実現のため、現場の警察職員が県民の期待に応えて生き生きと業務を遂行できるよう、全力を挙げて取り組んでまいりたいと考えております。

今後とも、委員の皆様方の御指導、御鞭撻^{べんたつ}を賜りますようよろしくお願いいたします。

山田委員

私も関連でお伺いしたいと思います。

証拠品の紛失事案については、今、説明を頂いたんですけれども、どうもまだ釈然としない点がある。ということで、引き続き聞きます。特に今回調査をしたということなんですけれども、どの程度の日数を掛けて、どのような調査を行ったのか。盗難ではなく誤廃棄という結論に至った経過を詳しく説明してください。

多田刑事部首席参事官

調査は、紛失が発覚いたしました6月26日から7月2日までの7日間にわたり行いました。調査に当たりましては、あらゆる可能性を想定いたしまして、まずは紛失した証拠品を探すために、警察署内をくまなく検索いたしました。そのほか、本部関係所属と警察署幹部による関係署員計48名の聞き取り調査を行いました。また、盗まれた可能性も視野に入れまして、鑑識作業室の鑑識作業、指紋採取を行いました。

このような調査を実施しました結果、紛失した証拠品を置いておりました作業室の作業台には捜査活動に伴いまして、廃棄する予定の物も含めて、様々な物が持ち込まれて置かれるという実態にございました。作業室内の状況、部外者の立入りの可能性、これはほぼ消えましたけれども、署員の出入り状況などを総合的に考えまして、証拠品が作業室から意図的に持ち出されたという可能性は低く、紛失した証拠品に紙製のマスクが含まれていたこともございまして、作業台に置かれたほかの物と何らかの拍子に混ざり、ごみと間違えて誤って捨てられた可能性が最も高いと考えました。

山田委員

中身については、一步進んだ答弁でした。我々は検証のしようがないんですけれども、先ほども少し説明いただいたんですけれども、証拠品を紛失したことについて、被害者の方にどのような対応をとったのか。また、被害者の方の反応はどうだったのかという点と紛失事案は極めて重い問題なんですけれども、この関係職員に対する処分等々はあったのかという点を併せて御答弁ください。

多田刑事部首席参事官

被害者には、発覚後の6月29日に証拠品を紛失したという事実を説明し、謝罪いたしました。その後、8月21日に紛失した韓国通貨相当額、日本円にしまして5,130円を弁償することで和解いたしました。被害者には、最初に説明した以降も捜査上、何回かお会いして、その際にもいろいろと説明して謝罪をしておりますけれども、被害者から特段の抗議等はなく、謝罪、弁償の意向に応じていただいた次第でございます。

それから、関係職員に対する処分に関しましては、証拠品の保管責任者が刑事課長になってございまして、鑑識作業中を含めた証拠品の適正な管理について徹底するよう業務上の指導をしたところです。

山田委員

一応、分かりました。

それから、もう一つの専決処分のうち遺失物返還についても聞いておきたいのです。これも極めてまれなケースというか、ほとんどないようなケースなんですけれども、今回の経緯について詳しく御報告いただけますか。

高橋警務部理事官

経緯についてお答えいたします。

資料の4ページにもありますように、徳島板野警察署における事案であります。

経緯については、本年2月、徳島板野警察署員が、管内の商業施設内で拾われた現金9万5,000円やポイントカード等が入ったセカンドバッグを、拾得物件として受理いたしました。同署の拾得事務を行う担当者につきましては、直ちに遺失者の調査を実施し、拾得物件にありましたポイントカードの発行会社に対しまして、所有者への連絡を依頼しました。所有者の調査ではなく、カード会社のほうから落とし主に連絡してくださいという依頼をしたということでありまして、その後、担当者は、ポイントカード発行会社に顛末を確認しないまま、遺失物法は法定の保管期間が3か月と決まっておりますので、その3か月が経過し、遺失者が判明しませんでしたので、拾得者にその物件を引き渡したという事案であります。

引渡しを受けた拾得者は、現金のみを抜き取り、バッグ等を警察署内のごみ箱に廃棄したということがございます。そのバッグを事情を知らない委託事業者である清掃員が遺失物と認めて署員に提出し、署員が改めて拾得物件として受理をしました。その後、拾得担当者が遺失者の調査をした結果、今度は遺失者が判明しました。ただ、その時点では先ほど申しましたように、既に3か月間が経過したということで、拾得者に現金を引き渡しておりましたので、遺失者に対して落としした額の現金を払うことができなくなったという状

況であります。そこで、賠償事案としてお支払をするという経過になっております。

山田委員

今、経過を聞いたんですけれども、分かるような分からんような状況です。

警察署の担当職員の過失を認めるという状況だと思うんですけれども、担当職員の過失と賠償金を支払う理由について、もう少し丁寧に御説明いただけますか。

高橋警務部理事官

本件は、遺失物法に基づいた事務処理をしております。遺失物法においては、警察署長は提出を受けた物件を遺失者に返還するものと規定しております。物件を返還するために必要な事項を調査して、返還するための措置をとらなければならないという趣旨と理解しております。

今回の事案は、先ほど申しましたように、徳島板野警察署の担当者がポイントカードの発行会社に連絡をして、所有者に対して落とされていませんかという通知を依頼したんですけれども、その後の顛末^{てん}を十分確認することなく、遺失者の調査を徹底しなかったということが原因と考えております。その点について職員の過失を認め、損害賠償の責任があるものという判断をさせていただいたところであります。

山田委員

担当職員の過失を認めたということです。

確かに大量の遺失物を扱っている状況で、非常にミスが生じやすいという事務であるということは考えられます。しかし、こういうことは絶対にあってはならない。今回は超レアケースと思うんですけれども、この担当職員の過失という点で何らかの処分をされたのですか。

高橋警務部理事官

この度のケースにつきましては、必要な対応はしてはしましたが、十分な対応をしていなかったことについて過失を認めたわけでありまして、職員に対しては業務指導にとどめておまして、引き続き、組織として再発防止に努めるよう指示を徹底したということであります。

山田委員

処分が全てと思いませんけれども、一つのけじめとしては必要なことだと思います。今は懲戒処分以外の部分についても、知事部局はじめいろんな部局で、それを公表する制度ができています。そういう点から見たら、やはり、こういう重大な案件については、先ほどの例もそうですけれども、重い軽いは別にして、適正な処分をして今後の再発防止に当たっていくというふうな取組が必要だと思うのです。再発防止も含めて、その辺について、どういうふう認識されていますか。

山本首席監察官

処分についてということでお答えいたします。

監察課におきましても、この度の徳島板野警察署の拾得に係る物損事故、若しくは先ほどの徳島名西警察署の証拠品に係る事故、これらにつきましては当初から調査に入っております。監察課におきましては、不適正な事案が発生した場合は調査し、その調査結果に即して、警察庁が示す懲戒処分の指針などを参考に、厳正に対応しているところであります。この度につきましては、先にも言いましたように総合的に判断して対応したところでございます。

高橋警務部理事官

もう1点質問にありました業務指導という観点であります。

当然、職員に過度な負担を掛けない、同じようなミスを経験として犯さないという観点から必要な指導を行ってまいりたいと思っております。

高井委員

私のほうからも質問させていただきたいと思っております。

特に、昨晚はお疲れ様でございました。今朝にかけて緊張感の抜けない日であったかと思いますが、幸い事故や災害がなかったものでほっとしております。

私のほうからは、新型コロナウイルス感染症対策に関することで、特に風俗営業店舗などへの立入り等について、東京都や大阪府のほうでも問題となっておりましたので、何点か確認をさせていただきたいと思っております。

前回6月議会の時までは、徳島県は岩手県や鳥取県などに続いて、感染症の発症者が非常に少ない県でしたので安心しておりました。しかし、残念なことに、ついに県内のカラオケ喫茶や高齢者施設等などでクラスターが発生してしまい、保健所の職員の方も感染してしまったという非常に恐れていた事態が進行しているのではあるかと思っております。ただ、今のところ警察職員関係の方の感染はないわけではありますが、今後も感染者の取調べや検視、留置業務など、接触のリスクはあると思っておりますので、感染防止対策の徹底はこれからも必要と思っておりますので、引き続き、よろしくお願ひしたいと思っております。

そこで、先月、政府のほうでは接待を伴う飲食店、いわゆる夜の街の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策という名目で、警察官が立入検査をすることを可としたという、これは菅官房長官の記者会見であったと思っておりますが、そういう報道もございまして、実際に大阪府や東京都等では、自治体職員と警察官とが一緒にホストクラブなどへ立入りをしたということが報道されておりました。

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、いわゆる風営法上の立入りの目的と感染症防止対策の目的というのは、そもそも違っているわけではあります。感染防止対策ということでそれを広げた形で立入りをしたのだらうと思っておりますが、考え方をしっかり整理しておく必要があるのではないかと思います。この風俗営業店舗等への立入りに関してですが、まず、感染防止対策の呼び掛けを行うということについて、県警察の考え方を教えていただきたいと思います。

岡崎生活安全部長

警察が行う風俗営業店舗等への立入りについての御質問です。風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律、いわゆる風営法に基づく立入りは、法律の施行に必要な限度において、風俗営業店舗等に立ち入ることができるかとされており。この立入りにつきましても、営業の状況や店舗設備の構造等、法律の遵守状況を確認するものであります。

先般、東京都では風営法の規定に基づき、警察が立入りをした後に、都の職員が、店の同意を得た上で、新型コロナウイルス感染症対策の徹底を呼び掛けたものと承知しております。県警察におきましても、新型コロナウイルスの感染状況等を踏まえ、必要に応じて県と連携して対応してまいりたいというふうに考えております。

高井委員

8月28日の徳島新聞に、県のほうでもクラスターが発生したカラオケ喫茶や高齢者施設を巡回するという報道がありました。感染対策の徹底を呼び掛けるということですが、この報道によると県と市でやるということでした。もちろん、一義的にはそうすべきだと思います。

今、県と協力して様々な対策をしていくという御答弁がございました。特に、今回のカラオケ喫茶は、風営法の対象ではないわけですが、先々月でしたか、県内の風俗店勤務の方からも新型コロナウイルス感染症が出たということもありますので、非常に丁寧に対応していかなくてはならないことは事実だと思います。県からの要請等があった場合、どのように対応するのか教えていただきたいと思います。

岡崎生活安全部長

今、県が行っている新型コロナウイルス感染症対策の警察の対応についてでございます。

県は、新型インフルエンザ等対策特別措置法の規定に基づきまして、感染が拡大している昼カラオケの店舗に対しまして、県職員が巡回し、感染防止対策の徹底等と呼び掛けているところでございます。この県職員が行う巡回に際しまして、県からの要請がありましたら、トラブル防止の観点等から、必要に応じ、一般的な警察権限に関する法令に基づきまして警戒等を行うことも考えているところでございます。

高井委員

トラブル防止等からも、非常に大事なことであろうと思います。ただ、法律を超えて、かなり威嚇的な形になってはいけないということも心配をいたします。新型コロナウイルス感染症対策や治安維持、様々なトラブルの防止のために連携をしながら、丁寧にやっていただけたら有り難いと思います。是非、引き続き、よろしく願いいたします。

浪越委員長

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」と言う者あり）

それでは、これをもって質疑を終わります。

以上で、公安委員会関係の調査を終わります。

議事の都合により、休憩いたします。（11時15分）